

組合員の資格取得に伴う手続について

手続一覧表

	手続の種類	提出書類	お問い合わせ先
新規採用の場合	組合員（本人）の資格取得	<ul style="list-style-type: none"> ●組合員資格取得届書 ●年金加入期間等確認報告書 ○年金手帳（写）及び基礎年金番号通知書（写） ○人事異動通知書（写） 	給付班 ☎073-441-3712
	被扶養者（家族）の認定	<ul style="list-style-type: none"> ●被扶養者認定申告書 （その他必要書類は、認定区分により異なります。） 	
	児童手当	<ul style="list-style-type: none"> ◎児童手当申告書 ○世帯全員の住民票等 	経理班 ☎073-441-3710
他府県の公立学校 共済組合から異動されてきた場合	組合員（本人）の資格取得	<ul style="list-style-type: none"> ●組合員異動報告書 ●年金加入期間等確認報告書 ○年金手帳（写）及び基礎年金番号通知書（写） ○人事異動通知書（写） ○組合員証等※ ●組合員転入届書 	給付班 ☎073-441-3712
	被扶養者（家族）の認定	<ul style="list-style-type: none"> ●被扶養者認定申告書 （その他必要書類は、認定区分により異なります。） 	
	児童手当	<ul style="list-style-type: none"> ◎児童手当申告書 ○世帯全員の住民票等 	経理班 ☎073-441-3710
	貸付移管 転入前の他府県の支部において、貸付けを受けている場合	必要なし （支部間で手続を行います。）	健康厚生班 貸付担当まで、ご連絡ください。 ☎073-441-3713
知事部局 市町村の教育委員会 和歌山大学 附属小学校等から転入の場合	組合員（本人）の資格取得	<ul style="list-style-type: none"> ●組合員資格取得届書 ●年金加入期間等確認報告書 ○年金手帳（写）及び基礎年金番号通知書（写） ○人事異動通知書（写） ●組合員転入届書 	給付班 ☎073-441-3712
	被扶養者（家族）の認定	<ul style="list-style-type: none"> ●被扶養者認定申告書 （その他必要書類は、認定区分により異なります。） 	
	児童手当	<ul style="list-style-type: none"> ◎児童手当申告書 ○世帯全員の住民票等 	経理班 ☎073-441-3710
貸付けの借り替え （希望する場合）	<ul style="list-style-type: none"> ●貸付申込書 ●貸付借用証書 ●貸付事業における個人情報に関する同意書 ●借入状況等申告書 ○異動前の共済組合が発行する貸付金残高証明書 	（注意） 和歌山県内の市町村教育委員会からの異動で、和歌山県市町村職員共済組合において貸付けを受けている場合は、 健康厚生班 貸付担当まで、ご連絡ください。 ☎073-441-3713	

●印は、公立学校共済組合和歌山支部のホームページに掲載

◎印は、和歌山県教育委員会のホームページ福利課経理班に掲載

※組合員証等とは、転入前の組合員証（本人）、組合員被扶養者証（家族）です。

「児童手当」は、和歌山県から支給される手当で、対象は、常時勤務に服することを要する県費支弁職員です。

◆◆◆ 短期給付(附加給付)の見直しについて ◆◆◆

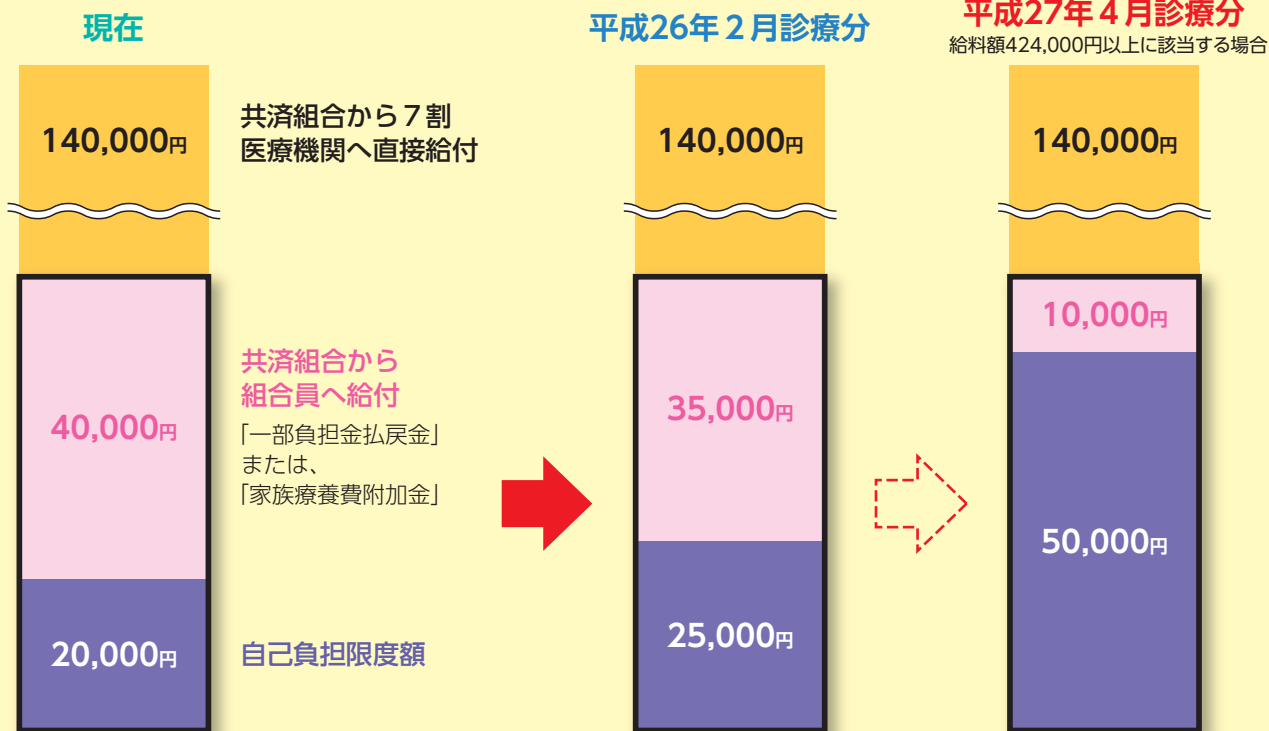
自動給付 (組合員(被扶養者)証を使用する限り請求不要)

附加給付とは…

共済組合独自に実施している給付です。

一部負担金払戻金(家族療養費附加金)の自己負担額の引上げ

(例) 医療費が**20万円**かかったとき



平成26年2月の診療分から、一部負担金払戻金(家族療養費附加金)の自己負担限度額を20,000円から25,000円に引き上げ、合算高額療養費附加金の自己負担限度額を40,000円から50,000円に引き上げます。

また、平成27年4月の診療分から、一部負担金払戻金および家族療養費附加金に上位所得者区分を新設し、上位所得者区分を(424,000円以上)に該当する場合の一部負担金払戻金および家族療養費附加金の自己負担限度額を50,000円に引き上げ、合算高額療養費附加金の自己負担限度額を100,000円に引き上げます。

入院附加金

- 平成25年4月から(5日以上入院した場合、1日につき500円支給) → 廃止

詳しくは…

附加給付の見直しに関するリーフレットを公立学校共済組合本部から送付していますので、併せてご覧ください。



手続が必要な給付 (請求は給付事由が発生した日から2年間可能)

結婚手当金

- 平成26年4月から80,000円→40,000円
- 平成26年度末に廃止

災害見舞金附加金

- 平成24年度末に廃止 (法定給付の災害見舞金※のみ支給)
- ※災害の程度に応じて給料月額0.5月分～3月分の1.25倍が給付されます。